

研究者 各位

動物実験委員会

動物実験結果報告書の未提出者への対応について

動物実験計画書に沿って実験を終了された動物実験責任者は、滋賀医科大学動物実験規程第7条第2項の規定に基づき、「動物実験結果報告書」の提出が義務付けられています。また、文部科学省からは、退職者も含め、徹底して報告書を提出してもらうようとの指導があります。

しかし、実験終了後長期間を経過してなお、「動物実験結果報告書」を提出されていない動物実験責任者が見受けられます。

この度、動物実験委員会では、動物実験における法令遵守、適正手続及び透明性確保の観点から、実験終了後直ちに「動物実験結果報告書」を提出されない実験責任者に、次のように対応することを決定いたしましたのでお知らせします。

なお、長期経過未提出者のリストを動物生命科学研究センターのホームページに掲載しています。<http://www.rcals.jp> →学内専用ページ

→動物実験関連情報・「動物実験結果報告書」の未定出状況

記

1. 動物実験終了日の翌日から3ヶ月以内に「動物実験結果報告書」の提出がない場合
 - ◆（対応）その翌日から動物実験資格認定を取り消す。
（例）動物実験終了日が平成24年1月10日の場合、実験終了日の翌日から3ヶ月となる日が平成24年4月9日となり、その翌日の平成24年4月10日に動物実験資格認定を取り消します。
2. これまでの「動物実験結果報告書」の未提出者
 - ◆（対応）3月までに報告書の提出がない場合は、4月1日から動物実験資格認定を取り消す。
3. 退職している未提出者
 - ◆（対応）所属していた所属長に報告書の提出を要請します。

「動物実験承認書」を受け取られた研究者へのお願いとご案内

「承認」の方へ

1. 動物実験計画書に記載された範囲内で実験を行って下さい。
2. 実験が終了した段階で、「動物実験終了報告書」を提出が義務付けられています。提出なき場合は動物実験資格取り消しとなります。（裏面参照）
3. 実験計画を変更、延長する場合は、改めて実験計画書を提出し、動物実験委員会の審査を受けて下さい。
4. 実験計画書に基づく、動物の購入、動物生命科学研究センターでの飼育依頼等は、「動物生命科学研究センター搬入申請書」に動物実験承認書番号を付して、申請して下さい（自家繁殖の動物でも当該実験使用分として提出してください）。

「要修正」の方へ

1. 指摘された部分を追加、修正し、再提出後、再び審査を受ける必要がありますので、再提出であることを付箋などで明記して下さい。
2. 再提出の際は、指摘されたことに対して、修正、追加した部分がどこか分かるように、アンダーラインを付けて下さい。さらにどうしても説明が必要な場合に限り別紙を添付して下さい。
3. 条件付き承認では実験は開始できません、指示された条件に対応してください。

「却下」の方へ

1. 同じ研究題目、内容での再提出は出来ません。
2. 却下の理由をよく読んで、実験計画を練り直し、改めて実験計画書を作成、提出して下さい。

以上